

**「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）
（事業性融資推進プロジェクトチーム 検討ペーパー）」への意見・質問**

一般社団法人全国地方銀行協会

項番	該当箇所	意見・質問
1	—	企業価値担保権付き融資に取り組む際は、金融機関毎に、経営実態等の把握方法、キャッシュ・フロー創出能力の定義、モニタリング手法、債務者区分・格付の判定基準、引当の方法等が異なることが想定されるため、金融庁には参考となる好事例を共有いただきたい。
2	—	企業価値担保権については、担保の位置付け、担保評価、引当の方法など、従来の融資実務とは異なる点が多いと認識している。これらは、本検討ペーパーを基に、各金融機関において創意工夫で行っていく部分であることは認識しているが、企業価値担保権の普及に資するよう、金融機関向けのガイドライン（企業価値担保権付き融資の評価・引当の具体的な方法、債務者区分の基準等）の策定を検討いただきたい。
3	—	本検討ペーパーの記載はあくまで一例であり、将来情報・定性情報の債務者区分や保全額への反映等は、監査法人と協議する中で、金融機関が合理的に定めてよいとの理解でよい。
4	—	企業価値担保権付きの融資と従来の融資とでは、融資の性格が異なるものと理解している。そのため、債務者区分・格付の判定や引当の方法についても、従来の融資とは異なる運用が許容されとの理解でよい。
5	—	企業価値担保権を設定した融資について、将来的に借り手の意向に基づき、企業価値担保権付き融資残高と同等の物的担保を差し入れること等により、企業価値担保権を解除することは可能か。
6	1. 基本的な考え方	「企業価値について、不動産担保と同じ、いわゆる「一般担保」として取り扱うことは、一般的に非常に難しいと考えざるを得ない。（略）企業価値担保権付きの融資を、無担保融資と同じ扱いとすることは、およそ合理的でないと考えざるを得ない」とあるが、金融機関の融資方針として、無担保融資と同じ扱いとすることもあり得るという理解でよい。

項番	該当箇所	意見・質問
7	1. 基本的な考え方	「特別に緊密な関係」とは、具体的にどのような状態を指しているのか。
8	4. 具体的な考慮の方向性	企業価値担保権付き融資の引当方法については、必ずしも本検討ペーパーで例示された3つの考え方のいずれかを採用しなくても、企業価値担保権の特性を踏まえることを前提に、各行の裁量によりルールを定めることで問題がないか。 また、期待損失額（EL）の水準や将来キャッシュ・フローを説明変数とした新たな格付モデルの構築等は必須ではなく、将来情報・定性情報を考慮した評価・引当を行うことができれば問題ないとの理解でよいのか。
9	4. 具体的な考慮の方向性	企業価値担保権付き融資では、同担保権の特性を適切に勘案し、予想損失率を引き下げたうえで、債務者区分や格付を付与することが望ましく、その点は、米国型の1回評価（(1)融資債権毎に事業収益からの返済可能性を直截に評価する考え方）および日本型の2段階プロセス（(3)従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方）のいずれにおいても同じとの理解でよいのか。 また、企業価値担保権の特性を適切に勘案し、予想損失率を引き下げる場合の考え方や方法、その際に予想損失率をどの程度引き下げることができるかについて、ご教示いただきたい。
10	4. 具体的な考慮の方向性	将来キャッシュ・フローを重視するとの企業価値担保権付き融資の趣旨を踏まえると、将来キャッシュ・フローを個別引当金（予想損失率）に反映させる方法としては、DCF法が想定されているのか。 また、その他の方法（従来の方法で算定した過去実績率に基づく引当率を反映する方法、マルチプル法等）を採用することも検討可能との理解でよいのか。
11	4. 具体的な考慮の方向性	(1)融資債権毎に事業収益からの返済可能性を直截に評価する考え方において、米国実務の事例が記載されているが、米国銀行における代表的かつ具体的な評価・引当の方法や基準等をご教示いただきたい。
12	4. 具体的な考慮の方向性	企業価値担保権付き融資においては、(1)融資債権毎に事業収益からの返済可能性を直截に評価する考え方にあるように、債権単位で、自己査定の実施や格付の付与、償却・引当を行うことが望ましいのか。

項番	該当箇所	意見・質問
13	4. 具体的な考慮の方向性	企業価値担保権付き融資において、(3)従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方に基づき、債務者区分を判定する場合、貸し手の将来キャッシュ・フローの予測にあたっては、どの程度まで将来予測や定性情報を考慮することが適切とされるのか。例えば、将来のマクロ経済指標（GDPや完全失業率、消費者物価指数等）をどの程度まで考慮することを想定しているか。 また、債務者区分の判定において、企業価値担保権の設定がある場合、従来の財務情報に基づく区分判定とは別に、どのような基準を設けるべきか。
14	4. 具体的な考慮の方向性	(3)従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方について、将来キャッシュ・フローの予測に用いた将来情報・定性情報は、償還途中に見直す必要があるか。また、見直す必要があるケースについて例示いただきたい。
15	4. 具体的な考慮の方向性	(3)従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方に基づき、以下のような運用が可能かを確認したい。 ・現行実務では、企業から受領した財務情報を基に、清算ベースおよび存続ベースで企業の評価を行っており、そうしたモデルを構築している。 ・企業価値担保権付き融資においては、新たに将来ベース（事業計画を基に将来キャッシュ・フローや資産の増加による価値の増大等を考慮するもの）で見た財務を作成し、既存の財務モデルに当てはめる。
16	4. 具体的な考慮の方向性	(3)従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方、「財務情報等だけでは、形式的には要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、（略）、事業の将来性からキャッシュ・フローによる通常の返済を期待することが妥当と考えられる場合には、正常先・要注意先とすることが合理性のある取扱いとなる」とある。 従来の融資では、財務情報等の過去データを用いて債務者区分を行っているが、上記記載は、将来キャッシュ・フローを基に債務者区分を行うように読める。将来キャッシュ・フローを基に債務者を区分する際の考え方・方法について、具体的にご教示いただきたい。
17	5. 適切性の確保	「仮に破綻懸念先と判定された場合、企業価値は一般担保ではないが、企業価値担保権の目的財産の中に、従来の一般担保（不動産担保、ABL等）があれば、これを従来通り回収見込額の算定等において考慮できる」とあるが、競売等の法的処分がない企業価値担保権について、不動産等の任意売却予想額を回収見込額として考慮するのは、実際の処分額との乖離が大きくなる懸念がある。 上記は、こうした可能性も検討したうえで、金融機関における評価・引当の1つの考え方として記載したものと理解でよいのか。

項番	該当箇所	意見・質問
18	5. 適切性の確保	「仮に破綻懸念先と判定された場合、企業価値は一般担保ではないが、企業価値担保権の目的財産の中に、従来の一般担保（不動産担保、ABL等）があれば、これを従来通り回収見込額の算定等において考慮できる」とある。 企業価値担保権の担保目的財産は会社の総財産であるが、企業価値担保権の設定（登記）をすれば、不動産担保、ABL等の一般担保については、個別の登記をすることなく、対抗要件が具備されたものと見なされるのか。
19	5. 適切性の確保	「仮に破綻懸念先と判定された場合、企業価値は一般担保ではないが、企業価値担保権の目的財産の中に、従来の一般担保（不動産担保、ABL等）があれば、これを従来通り回収見込額の算定等において考慮できる」とある。 上記について、破綻懸念先だけではなく、他の債務者区分の先についても、企業価値担保権の目的財産の中に、従来の一般担保があれば、回収見込額として算定できるのか。そうである場合、その旨を明確にしていきたい。
20	5. 適切性の確保	「仮に破綻懸念先と判定された場合、企業価値は一般担保ではないが、企業価値担保権の目的財産の中に、従来の一般担保（不動産担保、ABL等）があれば、これを従来通り回収見込額の算定等において考慮できる」とある。 これは、企業価値担保権を設定した場合でも、債務者区分に関わらず、不動産担保や株式等をこれまで通り評価し、融資支援システムに登録して、保全額や引当の基礎となる数字として運用することが可能という理解でよいのか。

以 上